

**社会福祉法人京都府社会福祉協議会**  
**介護人材再就職準備金貸付要綱**

(趣旨)

第1条 介護職としての一定の知識及び経験を有し、京都府内で介護職員等（ただし週 20 時間以上の勤務を要すること）として再就労する離職者に対し、再就職準備資金（以下「準備金」という。）を貸し付けることにより、京都府内の介護人材の確保並びに定着を支援するため、この要綱に基づき予算の範囲内で貸付を行う。

(貸付対象者)

第2条 貸付対象者は、次の（1）から（4）までの基準の全てを満たす者とする。

（1）居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

（2）介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

①介護福祉士

②実務者研修施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

③介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規定に基づき、介護職員初任者研修を修了したものとみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

（3）居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所に介護職員等（ただし週20時間以上の勤務を要すること）として就労した者

（4）直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までに2週間以上の期間があり、その間に、予め、京都府福祉人材・研修センターに登録を行い、かつ、再就職準備金貸付申請書（以下「申請書」という。）を提出した者

(貸付回数及び貸付額等)

第3条 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

2 貸付額は、200,000円と申請書に記載された額のいずれか少ない方の額とし、第2条第

3号に規定する介護職員等として、再就職する際に必要となる次に掲げる経費に充当するものであり、申請書により用途を確認するものとする。

- (1) 子どもの預け先を探す際の活動費
  - (2) 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
  - (3) 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費
  - (4) 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
  - (5) 通勤用の自転車又はバイクの購入費
  - (6) その他、再就職する際に必要となる経費として適当と社会福祉法人京都府社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めるもの
- 3 利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第4条 準備金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に必要事項を記入の上、次の各号に定める必要書類を添付して、就労する事業所等を通じて会長に申請しなければならない。

- (1) 就労する事業所等の長が発行する再就職（内定・決定）証明書
- (2) 第2条第1号に規定する実務経験を有することを証明する従事期間証明書
- (3) 勤務条件が確認できる書類（雇用契約書等）
- (4) 第2条第2号に規定する一定の知識及び経験を有することを証明する書類
- (5) 住民票記載事項証明書（外国籍の者は在留資格を永住者とする在留カード又は特別永住者証明書の写し）
- (6) 連帯保証人の前年の所得を証明する書類
- (7) その他、会長が必要と認める書類

2 事業所等は申請者から申請書の提出を受けたときは、第2条各号に該当することを確認の上、適当と認められる申請について、第1項第1号の再就職（内定・決定）証明書を作成して会長に提出するものとする。

（連帯保証人）

第5条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人一名を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。ただし法定代理人に資力のない場合には、別に連帯保証人を立てるものとする。

（貸付の決定等）

第6条 会長は、第4条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは準備金の貸付を決定し、書面により申請者に通知する。また、貸付申請額の一部又全部について貸付の必要性がないと会長が認めた場合や貸付を行わないことを決定したとき

は、その旨を申請者に通知するものとする。

(異動の届出)

第7条 貸付を受けた者(以下「借受人」という。)は、次の各号に該当したときは、直ちにその事実を証する書類を添えて、就労する事業所等を通じ、その旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき
- (2) 疾病等により就職の見込みがなくなったとき
- (3) 修学したとき
- (4) 休職し、又は退職したとき
- (5) 停職その他の処分を受けたとき
- (6) 連帯保証人の氏名、住所その他重要事項に変更があったとき
- (7) 第14条第1号に規定する業務に従事しなくなったとき

- 2 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、事実を証明する書類を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 借受人が、業務従事先を変更したときは、別に定める届出書に業務従事期間証明書を添えて直ちに会長に届け出なければならない。
- 4 第1項から前項までの規定による届出は、借り受けた準備金に係る債務が消滅したときはこの限りではない。

(借用証書)

第8条 借受人は、準備金の交付を受けると同時に、就職先の事業所等を通じて、借用証書を会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除)

第9条 会長は、借受人が準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認めるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、借受人が貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第10条 借受人は、次の各号に該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から2年以内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦等により返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 京都府内において第14条第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき
- (3) 業務外の事由により死亡し、又は疾病等により業務に従事できなくなったとき

(一時返還)

第11条 会長は、準備金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとき

は、貸付額の全部又は一部につき、一時返還を請求することができる。

- (1) 貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 返還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により貸付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この規程の規定若しくは貸付契約の条項に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 借受人が次の各号に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 京都府内において第14条第1号に規定する業務に従事しているとき
- (2) 再就職後、介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設等において修学しているとき
- (3) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還の猶予の申請等)

第13条 前条による返還の猶予を受けようとする者は、別に定める返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、就労する事業所等を通じて会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 京都府内において、第2条第3号の介護職員等として就労した日から、2年（在職期間が通算730日以上であり、かつ業務に従事した期間360日以上）の間、引き続き介護職員等の業務に従事したとき

ただし、法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、京都府外において介護職員等として従事した期間については、返還免除対象期間に算入できるものとする。

また、介護職員等として従事後、他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみなす。ただし、返還免除対象期間には算入しない。

- (2) 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき

(返還債務の裁量免除)

第 15 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。ただし、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。

1 死亡し、又は障害により貸付けを受けた準備金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部

2 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

（返還の免除の申請等）

第 16 条 第 14 条及び前条による返還債務の免除を受けようとする者は、別に定める返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、就労する事業所等を通じて会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定し、その旨を借受人に通知するものとする。

（延滞利子）

第 17 条 会長は、借受人が正当な理由がなくて貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5 % の割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

（事業所等の責務）

第 18 条 この事業の実施に当たって、借受人が就労する事業所等は常に借受人等との連絡を密にし、指導及び定着支援等を十分に行うものとする。

（その他）

第 19 条 この要綱、介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（平成 28 年 3 月 2 日付厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知）、介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について（平成 28 年 3 月 2 日付社援発 0302 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）及び京都府介護福祉士修学資金等貸付事業実施要領（平成 28 年 3 月 16 日付 8 介第 117 号京都府健康福祉部長通知）に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月27日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成28年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。